

別表 7（第49条の 5 関係）

手数料の種類	区分	手数料の額
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 140, 000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120, 000円
産業廃棄物処理施設定期検査申請手数料		1 件につき 31, 000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130, 000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110, 000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定申請手数料		1 件につき 28, 000円
熱回収施設（産業廃棄物処理施設）認定更新申請手数料		1 件につき 18, 000円
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件につき 68, 000円
産業廃棄物処理施設設置許可法人合併又は分割認可申請手数料		1 件につき 68, 000円

(2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 26 日
規則第 9 号
札幌市清掃条例施行規則(昭和25年規則第43号)の全部改正(昭和47年 3 月規則第61号)
札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第61号)の全部改正(平成 5 年 3 月規則第 9 号)

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 廃棄物減量等推進審議会（第 3 条―第 7 条）
第 3 章 廃棄物処理施設設置等評価委員会（第 7 条の 2―第 7 条の 9）
第 4 章 大規模建築物の所有者等の義務（第 8 条―第 13 条）
第 5 章 廃棄物の適正処理
第 1 節 一般廃棄物の処理（第 14 条―第 17 条）
第 2 節 廃棄物の受入基準（第 18 条）
第 3 節 産業廃棄物の処理（第 19 条）
第 6 章 廃棄物処理手数料等（第 20 条―第 22 条の 2）
第 7 章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等
第 1 節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等（第 23 条―第 36 条）
第 2 節 産業廃棄物に係る報告（第 37 条―第 40 条）
第 8 章 雑則（第 41 条―第 43 条）
附則

第 1 章 総則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 4 年条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会

(会長及び副会長)

第 3 条 条例第 6 条の規定により設置する札幌市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会長の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(運営事項)

第 7 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会 (委員長)	第7条の2 条例第8条の2の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。	第7条の9 第6条及び第7条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第7条中「第3条から前条」とあるのは「第7条の2から第7条の8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
	2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。	第4章 大規模建築物の所有者等の義務 (大規模建築物の範囲)
	3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。	第8条 条例第20条に規定する規則で定める大規模建築物は、事業の用に供する部分(次に掲げる用途に供する部分を除く。以下同じ。)の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ面積の合計をいう。)が1,000平方メートル以上の建築物とする。
	(臨時委員)	(1) 倉庫
	第7条の3 条例第8条の4第3項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。	(2) 自動車庫
	(1) 学識経験を有する者	(3) 工場(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第3号から第8号まで、第11号、第13号、第16号、第19号から第21号まで及び第23号から第34号までに掲げる営業の用に供するものを除く。)
	2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。	(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	(会議)	(廃棄物管理責任者選任届等の提出)
	第7条の4 委員会の会議は、委員長が招集する。	第9条 条例第20条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、当該選任又は変更の日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式1)を市長に提出して行うものとする。
	2 委員長は、委員会の会議の議長となる。	(事業系廃棄物減量計画書の提出)
第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会 (委員長)	3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。	第10条 条例第21条の規定による計画書の提出は、毎年5月31日までに、その年の4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を記載した事業系廃棄物減量計画書(様式2)を市長に提出して行うものとする。
	4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(事業系廃棄物処理実績報告書の提出)
	(資料提出その他の協力)	第11条 条例第21条の規定による実績報告書の提出は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前
	第7条の5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績を記載した事業系廃棄物処理実績報告書(様式2)を市長に提出して行うものとする。
	(秘密の保持)	(保管場所の設置基準)
	第7条の6 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第12条 条例第22条の規定による保管場所の設置基準は、次のとおりとする。
	(生活環境保全専門家部会)	(1) 当該建築物又はその敷地内にあること。
	第7条の7 条例第8条の4第4項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第2項第1号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第7条の3第1項第1号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。	(2) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物を保管するのに十分な広さを有すること。
	2 専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。	(3) 収集車両の運行及び積込み作業に支障を来さない場所にあること。
	3 専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。	(4) 収集車両の運行及び再利用の対象となる物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
	4 専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。	(5) 事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会 (委員長)	5 第7条の4及び第7条の5の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第7条の7第1項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。	(6) ねずみが生息し、及びばい菌その他の害虫が発生しないようにすること。
	(その他の部会)	(保管場所設置計画書の提出)
	第7条の8 条例第8条の4第6項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。	第13条 条例第22条の規定による保管場所の届出は、事業系廃棄物保管場所等設置計画書(様式3)を市長に提出して行うものとする。
	2 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第1項に規定する委員(臨時委員を除く。)」と読み替えるものとする。	第5章 廃棄物の適正処理 第1節 一般廃棄物の処理 (市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物)
	3 第7条の4及び第7条の5の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「第7条の8第1項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。	第14条 条例第30条第1項ただし書の規定により市が収集及び運搬をしない家庭廃棄物は、次に掲げるものとする。 (1) 水洗式くみ取便所に係るし尿 (2) 浄化槽(第20条第5項に規定する浄化槽に準ずるものを含む。)に係る汚泥

- (5) 清掃工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、不燃性のものを除去し、かつ、最大の辺又は径を50センチメートル以下(破砕工場を併設する清掃工場においては、2メートル以下)に破砕し、又は切断してあること。
- (6) ごみ資源化工場に搬入しようとする廃棄物にあっては、厨芥(生ごみ類をいう。以下同じ。)、不燃性のものその他資源化に適しないものとして市長が別に指定するものを除去し、かつ、最大の辺又は径を2メートル以下に破砕し、又は切断してあること。
- (7) ごみ資源化工場に2種類以上の資源化の可能なものを同一車両で搬入する場合は、それらを種類ごとに区分してあること。
- (8) 埋立処理場に搬入しようとする廃棄物にあっては、可燃性のものを除去する とともに、中空でない状態にし、かつ、最大の辺又は径を1.5メートル以下に、重量を100キログラム以下に破砕し、又は切断してあること。
- 第3節 産業廃棄物の処理
(産業廃棄物処理計画書の提出)
- 第19条 条例第40条の規定による計画書の提出は、産業廃棄物処理計画書(様式4)により行うものとする。
- 第6章 廃棄物処理手数料等
(清掃手数料等の取扱区分)
- 第20条 条例別表1 清掃手数料の項第2号に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量とする。
- (1) 継続して排出される場合 1 日平均の排出量40リットル(1 日平均の排出量が40リットル以上ある場合で市長が特に認めるときは、その認める量)
- (2) 一時的に排出(1月に2回以内の臨時的排出をいう。次条第1項第2号において同じ。)される場合 中空でない状態にした場合の1回の排出量400リットル
- 2 条例別表1 清掃手数料の項第3号及び第4号に規定する規則で定める大型ごみは、条例第32条の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物のうちその最大の辺又は径が30センチメートル(材木類及び庭木類については50センチメートル)を超えるものであって、市長が定めるところにより戸別に収集するものとする。
- 3 条例別表1 清掃手数料の項手数料の欄に規定する規則で定めるものは、20リットル当たりの重量が5キログラムを超えるものとする。
- 4 条例別表1 清掃手数料の項手数料の額の欄に規定する品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。
- 5 条例別表1 汚泥処分手数料の項に規定する規則で定める浄化槽に準ずるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道に放流している浄化槽であったもの
- (2) 建築物の地下に設置されている排水槽(排水にし尿を含むものに限る。)
- (3) 建築物に設置されているデイスボアザー排水処理槽
- (手数料等の徴収方法)
- 第21条 清掃手数料(条例別表1 清掃手数料の項第3号に規定する手数料(以下「大型ごみ処理手数料」という。))及び同項第4号に規定する手数料(以下「家庭ごみ処理手数料」という。)を除く。以下この項において同じ。)は、納入通知書により徴収し、その納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 継続して排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 次の表の左欄に掲げる期間に処理したのものについて同表の右欄に掲げる日
- | 期間 | 納期限 |
|-----------------|--------|
| 1月1日から3月31日まで | 4月30日 |
| 4月1日から6月30日まで | 7月31日 |
| 7月1日から9月30日まで | 10月31日 |
| 10月1日から12月31日まで | 1月31日 |
- (2) 一時的に排出される一般廃棄物に係る清掃手数料 納入通知書を発付した日から起算して20日目の日

- (共同住宅の範囲)
- 第15条 条例第31条の2に規定する規則で定める共同住宅の用に供する建築物は、住戸の数が6戸以上であるものとする。
- (収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物)
- 第15条の2 条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物は、次に掲げる容器で家庭廃棄物となったものとする。
- (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号)別表第一 一の項に掲げる容器
- (2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 一の項に掲げる容器
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一 七の項に掲げる容器
- (収集運搬禁止命令)
- 第15条の3 条例第31条の3第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書(様式3の2)により行うものとする。
- (排出禁止物の前処理)
- 第16条 条例第32条ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。
- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止のこん包を行い、「危険物」と表示し、かつ、その内容を明記すること。
- (2) 塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
- (3) スプレー缶については、中身を使いきること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
- (5) 次条第1号から第3号までに掲げるものについては、破砕、切断等の措置を講ずること。
- (排出禁止物)
- 第17条 条例第32条第6号に規定する規則で定める物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 最大の辺又は径が2メートルを超えるもの
- (2) 体積が2立方メートルを超えるもの
- (3) 重量が100キログラムを超えるもの
- (4) 収集、運搬又は処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるもの
- (5) 収集、運搬又は処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
- (7) パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。)
- (8) 密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池(電気量が234キロクロン以下のものに限る。)、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年厚生労働省、経済産業省、環境省令第1号)第1条第2項に規定する密閉形蓄電池使用製品の部品として使用されるものを含み、機器の記憶保持用のものを除く。)
- 第2節 廃棄物の受入基準
(処理施設における廃棄物の受入基準)
- 第18条 条例第37条第1項及び第42条第1項に規定する規則で定める受入基準は、次のとおりとする。
- (1) 条例第32条第1号から第5号まで及び前条第6号から第8号までに規定する排出禁止物を除去してあること。
- (2) 処分をするための器材又は施設を著しく汚損し、又は損壊するおそれのあるものを除去してあること。
- (3) 処分に際し、作業員の安全衛生上、特に危害を及ぼすおそれのあるものを除去してあること。
- (4) 産業廃棄物にあっては、その種類及び量が条例第39条第2項の規定に基づき告示されているものであること。

2 くみ取手数料は、納入通知書又は集金の方法により徴収し、その納期限は、次の表の左欄に掲げる期間に処理したのものについて同表の右欄に掲げる日とする。

期間	納期限
毎月1日から15日まで	翌月15日
毎月16日から末日まで	翌月末日

3 汚泥処分手数料は、納入通知書により徴収し、その納期限は、毎月1日から末日までに処分したものについて翌月20日とする。

4 焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用は、納入通知書の発付を省略し、処分の都度処理施設において徴収するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、納入通知書により徴収し、その納期限を納入通知書を発付した日から起算して20日目の日又は毎月1日から末日までに処分したもののについて翌月20日とすることができ。

5 前各項目に規定する納期限の日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和25年法律第178号)に規定する休日該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納期限とする。

(大型ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の2 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール(様式4の2)を交付する。

(家庭ごみ処理手数料の徴収方法等)

第21条の3 家庭ごみ処理手数料は、家庭廃棄物(条例別表1 清掃手数料の項第4号に規定する規則で定める大型ごみ並びに資源物、スプレー缶、ライター、乾電池並びに加熱式たばこ及び電子たばこを除く。)を収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、家庭ごみ処理手数料を納付した者に指定袋を交付する。

(一般廃棄物処理手数料の減額又は免除)

第22条の2 条例第47条の規定により条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額(免除)申請書(様式5)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請に基づき条例第46条第1項の手数料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し一般廃棄物処理手数料減額(免除)承認書(様式6)を交付するものとする。

(産業廃棄物処分費用の減額又は免除)

第22条の2 条例第48条の2の規定により条例第48条第1項の費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処分費用減額(免除)申請書(様式6の2)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等の場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請に基づき条例第48条第1項の費用の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に対し産業廃棄物処分費用減額(免除)承認書(様式6の3)を交付するものとする。

第7章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用等

第1節 一般廃棄物収集運搬業等の許可等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第23条の2 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可の申請)

第24条の2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業範囲変更許可申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第25条の2 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可をした

とき、又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証(様式9)を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第26条の2 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者又は法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けた者は、前条第1項の許可証を紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証再交付申請書(様式10)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止の届出)

第27条の2 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)事業廃止届(様式11)を市長に提出して行うものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等に係る変更の届出)

第28条の2 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請事項変更届(様式12)を市長に提出して行うものとする。

(再生利用業の指定の申請)

第29条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により廃棄物の再生利用業の指定を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(様式13)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請)

第30条の2 廃棄物の再生利用業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式14)を市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(再生利用業の指定証の交付等)

第31条の2 市長は、前2条の申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、再生利用業の指定又は事業の範囲の変更の指定をすべきものと決定したときは、当該申請者に対し再生利用業指定証(様式15)を交付する。

2 前項の指定証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(再生利用業の指定証の再交付)

第32条の2 指定業者は、前条第1項の指定証を紛失し、又は著しく損傷したときは、再生利用業指定証再交付申請書(様式16)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第33条の2 指定業者は、再生利用業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、再生利用業廃止届(様式17)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業に係る変更の届出)

第34条の2 指定業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、再生利用業指定申請事項変更届(様式18)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業所の所在地及び名称
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付等)

第35条の2 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許

可証(様式19)を交付する。

- 2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理施設の許可証の再交付)

第36条 前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、これを紛失し、又は著しく損傷したときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書(様式20)を市長に提出しなければならない。

第2節 産業廃棄物に係る報告

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第37条 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、法第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた場合(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又はこれを変更した場合は、その日から30日以内に、その旨を特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書(様式21)により市長に報告しなければならない。

第38条 削除

(産業廃棄物処理業の実績報告)

第39条 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書(様式23)により市長に報告しなければならない。

2 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分の実績について、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式24)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物を自ら処理する場合の実績報告)

第40条 産業廃棄物を自ら処理するための法第15条第1項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理の実績について、産業廃棄物処理実績報告書(様式25)により市長に報告しなければならない。

第8章 雑則 (環境衛生指導員)

第41条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)第53条第2項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、環境局環境事業部に環境衛生指導員を置く。

(清掃指導員等)

第42条 市長は、条例第52条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務(前条に規定する環境衛生指導員が行う職務を除く。)を行わせるため、環境局環境事業部に清掃指導員を置く。

2 市長は、前項の清掃指導員の職務を補佐させるため、環境局環境事業部に清掃指導員助手を置く。
3 清掃指導員及び清掃指導員助手は、環境局環境事業部に所属する職員のうちから、市長が任命する。
4 清掃指導員及び清掃指導員助手の身分を示す証明書は、清掃指導員(助手)証(様式26)とする。

(委任)

第43条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、この規則による改正後の札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に大規模建築物を所有している者に係る改正後の規則第9条の規定の適用については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成5年9月30日までの間は、同条中「当該選任又は変更の日から30日以内」とあるのは、「平成5年9月30日まで」とする。

4 改正後の規則第10条の規定の適用については、平成5年4月1日以後の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画に限り、同条中「毎年5月31日」とあるのは、「平成5年9月30日」とする。

5 改正後の規則第11条の規定は、平成5年3月31日以前の1年間の当該大規模建築物に係る事業系廃棄物の減量及び処理に関する実績については、適用しない。

6 事業系一般廃棄物に係る清掃手数料の取扱区分については、施行日から平成6年3月31日までの間は、改正後の規則第20条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 改正後の規則第21条の規定は、施行日以後に行う廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収について適用し、施行日前に行った廃棄物の処理又は処分に係る手数料又は費用の徴収については、なお従前の例による。

8 改正前の規則第16条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業の許可に係る許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の規則第25条第1項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可証とみなす。

9 改正前の規則第19条の3の規定により交付された再生利用業指定証は、施行日に改正後の規則第31条第1項の規定により交付された再生利用業指定証とみなす。

附 則 (平成6年規則第53号)～附 則 (平成21年規則第21号)

省 略

附 則 (平成23年規則第4号)

この規則中第14条第2号の改正規定は公布の日から、第37条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第45号)

この規則は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第45号)の施行の日から施行する。(施行の日＝平成29年7月1日)

附 則 (令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第20条関係)

種目	品目	手数料の額
電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	映像・音響機器(単体のもので、カラオケ演奏装置、スピー カー、テレビアンテナ及びテレビジョン受信機を除く。)	200円
	温水洗浄機付便座	200円
	加湿機	200円
	ガスデューブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置	900円
	換気扇	200円
	給湯器(床置型のもの)	900円
	給湯器(床置型以外のもの)	200円
	空気清浄機	200円
	照明器具	200円
	食器洗い乾燥機	500円
	食器乾燥機	200円
	除湿機	200円
	炊飯器	200円
	ステレオセット(幅が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(幅が80センチメートル以上のもの)	900円
	ストーブ(据置型のもの)	500円
	ストーブ(据置型以外のもの)	200円
	スピーカー(高さが60センチメートル未満のもの)	200円
	スピーカー(高さが60センチメートル以上のもの)	500円
	スボンプレッサー	200円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台	500円
	テレビアンテナ	200円
電気・ガス・石油・ ちゅう房器具	テレビジョン受信機(20型未満のもの)	500円
	テレビジョン受信機(20型以上25型未満のもの)	900円
	テレビジョン受信機(25型以上のもの)	1,800円
	電気こたつ(家具調電気こたつ)	500円
	電気こたつ(家具調電気こたつ以外のもの)	200円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	灯油タンク(容量が25リットル以下のもの)	200円
	灯油タンク(容量が25リットルを超えるもの)	500円
	流し台	500円
	フランクミリ(電話機と一体となったものを含む。)	200円
	布団乾燥機	200円
	プリンタ	200円
	ふろがま	500円
	ホットカーペット	200円
	マッサージ機(いす型以外のもの)	900円
	マッサージ機(いす型以外のもの)	500円
	ミシン(卓上型のもの)	200円
	ミシン(卓上型以外のもの)	500円
	ワードプロセッサ	200円
	アコーディオンカーテン	200円
	衣装箱	200円
	いす(応接用で1人用のもの)	500円
	いす(応接用で2人以上用のもの)	900円
	いす(応接用いす以外のもの)	200円

種目	品目	手数料の額
家具・寝具	衣類乾燥機台	200円
	オーディオラック	500円
	カーベット(広さが3畳以下のもの)	200円
	カーベット(広さが3畳を超えるもの)	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱(高さが1メートル未満のもの)	500円
	げた箱(高さが1メートル以上のもの)	900円
	サイドボード(幅が1メートル未満のもの)	500円
	サイドボード(幅が1メートル以上のもの)	1,300円
	たんす(高さが1メートル未満のもの)	500円
	たんす(高さが1メートル以上のもの)	1,300円
	ついたて	500円
	机(面そのもの)	1,300円
	机(面そで以外のもの)	900円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円
	テーブル(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円
	テレビ台	500円
	電話台	200円
	戸棚(高さが1メートル未満のもので、オーディオラッ ク、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカー を除く。)	500円
	戸棚(高さが1メートル以上のもので、オーディオラッ ク、げた箱、サイドボード、リビングボード及びロッカー を除く。)	900円
	布団	200円
	ブラインド	200円
	ベッド(ダブルベッド、リクライニング機能付ベッド及び ペビープベッド以外のもので、ベッドマットレスを除く。)	500円
	ベッド(ダブルベッドで、ベッドマットレスを除く。)	900円
	ベッド(リクライニング機能付ベッドで、ベッドマットレ スを除く。)	1,300円
	ベッドマットレス(スプリング付のもの)	1,800円
	ベッドマットレス(スプリングのないもの)	200円
	ペビープベッド	200円
	リビングボード	1,300円
	ロッカー(幅が60センチメートル未満のもの)	500円
	ロッカー(幅が60センチメートル以上のもの)	900円
	ワゴン(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円
	ワゴン(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円
その他	編み機	500円
	乳母車	200円
	煙突	200円
	オルガン(電子オルガン)	1,300円
	オルガン(電子オルガン以外のもの)	900円
	クローゼット	200円
	車いす	500円
	くわ、スコップ、つるはしその他の作業用具	200円
	携帯用発電機	500円
	健康器具(電動式ランニングマシン)	900円
	健康器具(電動式ランニングマシン以外のもの)	500円
	コート掛け	200円

種目	品目	手数料の額
その他	子供用遊具(滑り台)	500円
	子供用遊具(ぶらんこ)	500円
	子供用遊具(滑り台及びぶらんこ以外のもの)	200円
	ゴムポート(底板付のものを含む。)	500円
	ゴルフ用具	200円
	コンボスト容器	200円
	サーフボード	200円
	材木類	200円
	自転車	500円
	芝刈り機	200円
	車両用ルーフボックス	500円
	除雪機	500円
	ジョツビンダカート	200円
	水槽	500円
	スノーケース	200円
	スキーキャリア	200円
	スキー用具	200円
	ストープガード	200円
	スノーボード	200円
	洗面化粧台	900円
	量	500円
	卓球台	1,300円
	建具(玄関ドア以外のもの)	200円
	テント	200円
	トタン板	200円
	庭木類	200円
	はしご	200円
	ペット小屋(木製又はスチール製のもの)	500円
	ペット小屋(木製及びスチール製以外のもの)	200円
	物置(プラスチック製のもの)	200円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ及び幅が1メートル未満のもの)	500円
	物置(プラスチック製以外のもので、高さ又は幅が1メートル以上のもの)	900円
	物干しざお	200円
	物干し台(土台付のもの)	900円
	物干し台(土台のないもの)	200円
	浴槽	900円
	その他のもの(最大の辺又は径が1メートル未満のもの)	200円
	その他のもの(最大の辺又は径が1メートル以上のもの)	500円

備考

- 1 本表に規定する手数料の額は、それぞれの品目の1個当たりの金額である。ただし、ステレオセット、電気こたつ（家具調電気こたつ以外のもの）、布団、煙突、ゴルフ用具、材木類、スキーキャリア、スキー用具、卓球台、テント、トタン板、庭木類、物干し台及び物干しざおに係る手数料の額は、市長が別に定める1セット当たりの金額である。
- 2 収集し、運搬し、及び処分する大型ごみが備考1ただし書に規定する品目（ステレオセットを除く。）の1セットの一部を構成する物である場合又は当該品目の1セットとして定める数量に満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなして本表を適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び第 4 項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 6 年度的一般廃棄物処理実施計画を改定したので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 29 条に基づき、告示する。

令和 6 年 10 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画

第 1 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理区域 札幌市全域
- 2 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
- 3 処理計画量

(1) ごみ

(単位：t)

項 目	処理計画量	札幌市の 処理計画量	許可業者の 処理計画量
家庭ごみ	364, 400	364, 400	0
許可業者搬入	154, 600	132, 600	22, 000
自己搬入	62, 200	56, 200	6, 000
市外からの受入※	260	260	0
合 計	581, 460	553, 460	28, 000

※市外分は、函館市から受入

(2) 動物の死体

道路等に遺棄された所有者が不明な犬・猫等の動物の死体処理	処理計画量
	4, 238 件

(3) し尿・浄化槽汚泥等

(単位：kl)

一般し尿	浄化槽汚泥	水洗し尿	市外分※	処理計画量
14, 300	2, 480	260	8, 440	25, 480

※市外分は、石狩市及び当別町から受入

第 2 札幌市が行う一般廃棄物の処理

- 1 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) 排出抑制の促進

項 目	概 要
家庭の生ごみ減量・リサイクル推進事業	生ごみ堆肥化セミナーの開催や電動生ごみ処理機等の購入助成などにより、市民の生ごみ減量・資源化に対する取組を支援する。

(2) 資源化等の促進

項 目	概 要
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人などに引渡し、資源化を図る。 収集計画量 32,900 t/年
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、選別センターで選別後、指定法人に引渡し、資源化を図る。 収集計画量 30,000 t/年
雑がみの資源化	「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙ごみの分別収集を実施し、再生紙や固形燃料の原料として、資源化を図る。 収集計画量 18,900 t/年
枝・葉・草の資源化	枝・葉・草の分別収集を実施し、堆肥化するなどして資源化を図る。 収集計画量 19,900 t/年
簡型乾電池の資源化	びん・缶・ペットボトルの日に別袋で排出された簡型乾電池を収集し、資源化を図る。 収集計画量 355 t/年
蛍光管の資源化	家庭の蛍光管を回収協力店（市が指定した電気店・家電量販店等）に無料で持ち込んでもらい、資源化を図る。 回収計画量 106 t/年
廃食油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油を回収拠点（スーパーマーケット・レストラン、市の施設等）において民間事業者が回収し、バイオディーゼル燃料等への資源化を図る。 回収計画量 179 t/年
小型家電の資源化	家庭で不用になった小型家電を回収拠点（市有施設、認定事業者）、宅配回収（認定事業者）等により回収し、レアメタルや貴金属等の有用金属の資源化を図る。 回収計画量 1,300 t/年
古着の再利用	家庭で不用になった衣類を地区リサイクルセンター等の回収拠点において回収し、再利用を図る。 回収計画量 87 t/年
ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用	ごみ焼却施設（清掃工場）におけるごみ焼却の熱を利用して発電を行い、電力会社に売電するほか、地域暖房に供給するなど熱の有効活用を図る。 発電計画量 148,171MWh/年
焼却灰リサイクル	ごみ焼却施設（清掃工場）から発生する焼却灰（主灰）をセメント原料としてリサイクルする。 資源化計画量 21,400 t/年
事業系紙くず・木くず等の資源化	許可業者による分別収集及び自己搬入により、ごみ資源化工場に搬入された紙くず・木くず等を原料として固形燃料を生産し需要先に供給する。 処理計画量 13,883 t/年
事業系生ごみの資源化	病院、学校、ホテル、飲食店ビル等から排出される良質な生ごみの分別・収集運搬を促進し、生ごみリサイクル施設での、飼料・肥料への再生の利用拡充を図る。 処理計画量 23,000 t/年
事業系伐採物・枝根等の資源化	剪定枝・幹・根などの樹木をごみ資源化工場でのチップ化等により、燃料・マルチング材・堆肥等に再生する。 処理計画量 5,000 t/年
金属類の資源化	処理施設から発生する金属の資源化を行う。 回収計画量 3,608 t/年

項 目	概 要
集団資源回収奨励金制度	町内会やPTA、マンション管理組合などの住民団体による自主的な資源回収活動を促進するため、古紙類・びん類・金属類・布類の4品目を対象に、回収量1kgにつき4円の奨励金を実施団体に交付する。さらに、平成26年実績と比較し、回収量全体の増加分に対し1kgにつき3円、びん類・金属類・布類の増加分に対し1kgにつき7円の加算金を交付する。また、回収業者に対しても、ダンボール・布類は回収量1kgにつき4円、新聞を除くその他品目は1kgにつき1円の奨励金を交付する。 回収計画量 34,870 t/年
古紙拠点回収事業	家庭系の古紙類の回収を推進するため、区役所等19か所に設置した古紙回収ボックスと、民間の古紙回収協力店等や古紙を回収するコンビニエンスストア（セイコーマート）に加え、地域住民管理によるエコボックスの普及を図る。 また、事業系の古紙の回収を促進するため、民間古紙回収協力店等で古紙を回収する。
事業系資源ごみ回収促進支援事業	事業系ごみの見える化システムを活用し、各事業所の現状分析等を行い、より効率的な廃棄物減量の取組につなげる等事業者による自主的な事業ごみ減量を促進する。
家庭系古紙引取案内事業	集団資源回収登録業者等の中の協力業者が、個人宅からの一定量以上の古紙回収申込に対して回収を実施する。 札幌市は、市民へのPRや事業の総合調整を行う。
地区リサイクルセンター事業	古紙や廃食油だけではなく、枝・葉・草やびん・缶・ペットボトルなどを含めたさまざまな種類の資源物等を無料で持ち込める回収拠点として、計4か所を運営する。
大型ごみの再利用	大型ごみのうち、再利用を目的とした収集品（木製家具、自転車など）を清掃・整備して、札幌市リサイクルプラザ及び札幌市リユースプラザで展示、販売する。 （予定数 3,700 個/年）
普及啓発事業	・ ごみ減量の啓発のため、出前講座を実施するほか、児童を対象とした出前教室の充実を図る。 ・ リサイクルプラザ・リユースプラザにおいて、3R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に関する情報の提供や各種講座・体験教室を実施する。 ・ 省資源・ごみ減量についての市民意識高揚を図るため、「まつりだ！環境」などの各種イベントを実施する。 ・ 啓発冊子の配布や交通広告などにより、2R（リデュース：発生・排出抑制、リユース：再使用）に重点を置いた意識啓発を行う。
ごみ減量実践事業	リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）について、事業者や若年層と一体となり、直接的なごみ減量につながる実践的な取組を行う。
さっぽろスリムネット事業	市民・事業者・行政（市）が協働でごみ減量に取り組むために設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」において、生ごみ堆肥拠点回収の促進、古紙等の資源物回収の支援など、ごみ減量につながる具体的な活動を展開する。
事業者に対する指導	事業系廃棄物の減量、資源化を図るため、事業用の建築物について適正な保管場所の設置を指導するとともに、大規模建築物（延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物）の所有者に対しては、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求める。 また、各最終処分場、清掃工場及び破砕工場に搬入する事業系廃棄物についても、リサイクルの推進と適正排出を徹底するため分別啓発指導（搬入指導）を行う。

(3) その他

項 目	概 要
ごみステーション管理器材の購入助成と箱型ごみステーション設置助成	地域による自主的なごみステーション管理を支援するため、ネットやカラスよけサークル及び折りたたみ式箱型器材の購入費用の一部を助成するとともに、敷地内への箱型ごみステーション設置費の一部を助成する。
クリーンさっぽろ衛生推進協議会への支援	札幌市を清潔・住みよい街にするため、環境美化、環境衛生、ごみ減量・リサイクルの推進など、地域に根ざした主体的な活動を行う住民ボランティア団体であるクリーンさっぽろ衛生推進協議会の活動を支援する。
クリーンキャンペーンの実施	5月30日の「ごみゼロの日」キャンペーン及び「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の普及啓発キャンペーンを各区のクリーンさっぽろ衛生推進協議会の協力を得て実施する。
事業系一般廃棄物の効率的な収集体制の維持	事業系一般廃棄物（伐採物・枝根等を除く）の減量、資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持する。
国の指定や認定を受けた一般廃棄物への対応	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3、第9条の8及び第9条の9に基づき国の指定や認定を受けた一般廃棄物（廃ゴムタイヤ、廃パーソナルコンピュータ、廃二輪自動車等）については、当該制度の趣旨を踏まえ、（認定）事業者等による処理の促進を図る。
水銀使用廃製品（体温計・血圧計・温度計）の回収	水銀使用廃製品の早期回収を図るため、市有施設での水銀使用廃製品の回収を行う。 回収計画量 1t/年

2 食品ロス削減に関連する事業の推進

(1) 関連する取組

項 目	取組内容（担当部・課）
町内会等への出前講座による食品ロス削減の啓発	町内会や学校等へ出前講座を継続して行い、食品ロス削減の意識啓発に取り組んでいく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
ごみ収集車を活用した食品ロス削減の呼びかけ	市内を走行しているごみ収集車に、食品ロス削減を呼びかけるステッカーを貼り、市民などに食品ロス削減の取組を広く訴えかける。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
家庭用指定ごみ袋の外装袋を活用した市民啓発	家庭用指定ごみ袋（5リットル）の外装袋にて実施している食品ロス削減の意識啓発に継続して取り組んでいく。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
各種媒体による普及啓発	啓発冊子の配布や動画の放映、ポスターの掲出、SNSでの情報発信などを通じて、食品ロスの削減を啓発する。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】
フードバンク活動及びフードドライブの周知	フードバンク活動は、まだ安全に食べられるにも関わらず、やむを得ず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、食料を必要としている人や施設等に無償で提供する活動であり、食品の無駄のない活用が期待されている。市では、フードバンク活動の概要、掲載を希望するフードバンク運営団体の連絡先などを札幌市公式ホームページに掲載しており、今後も継続して行っていく。 また、フードバンク運営団体の他、地域団体や事業者等が行う「フードドライブ活動（家庭で使いきれない食品を持ち寄って集め、食料を必要としている団体に寄付する取組み）」が、市内の多くの地域で展開されるよう、実施マニュアルを作成するとともに、札幌市公式ホームページに実施事業者・団体の情報を掲載していく。 【保健福祉局総務部総務課】 【環境局環境事業部循環型社会推進課】

ドギーマットの普及促進	飲食店等で生じた食べ残しの持ち帰りの際に使用するドギーマットの試行導入を行っている。なお、持ち帰りの際は、食中毒などの衛生上の問題もあることから、正しいドギーマットの使用を推奨することを定めたガイドラインを活用しながら、持ち帰りに対する市民、事業者双方の理解と取組を促進していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
「2510(ニコット)スマイル宴」運動の推進	宴会や会食の開始後25分間と終了前10分間は、料理を楽しむ、食べ残りを促す「2510(ニコット)スマイル宴」運動を推奨していく。 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との共同キャンペーン	全国の自治体などで構成される全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の活動を通じて、情報提供や共同キャンペーンなどを他都市と連携して実施することで、食品ロスの削減のための全国的な気運を高める。 【環境局環境事業部循環型社会推進課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】
もったいない運動参加店募集・周知の取組	資源の有効活用、ごみを減らすなど、環境に配慮した活動をしている飲食店を「もったいない運動参加店」として募集・登録し、札幌市公式ホームページで紹介する取組を行っている。 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】
エコクッキングを通じた市民啓発	各区の保健センターなどで、食生活改善推進員とともに「エコクッキング」情報を発信し、食材を無駄にしない料理の普及など、食品ロスを減らす取組を環境に配慮した食育として進めていく。 【保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課】 【（各区）保健福祉部健康・子ども課】
災害備蓄食品の有効活用	市で備蓄しているアルファ米などの食品について、これまでも賞味期限が1年未満となったものは、防災訓練等で普及啓発用として配布するところにも、フードバンク等へ無償提供しているところであるが、今後も単に廃棄されてしまうことがないよう、同様の取組みを継続し有効活用に努める。 【危機管理局危機管理部危機管理課】
エンカール消費の普及啓発	人、社会・環境に配慮したサービスや商品を選択するエンカール消費の普及啓発に取り組みしており、食品ロスやフェアトレードをテーマにした講師派遣講座、パネル展示などを実施していく。 【市民文化局市民生活部消費生活課】
子どもや保護者に向けた食育の推進	保育所や幼稚園において、園庭やプランターでの野菜栽培や収穫の喜びを体験することなどを通じて、調理や食事の楽しさを共感できる体験型の食育の充実を図る。また、その他様々な機会を利用して、子どもや保護者に対して、食品ロス削減や食の大切さを伝えていく。 【子ども未来局子育て支援部子育て支援課】 【教育委員会児童生徒担当部幼児教育センター担当課】
イベント開催時における普及啓発	さっぽろオータムフェストなど、食に関連するイベントの開催時には、イベント業者と連携しながら食品ロス削減の観点も視野に入れて事業展開していく。 【経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課】
作物残渣の適切な再利用	やむを得ず発生する市場に出入らない作物残渣を、堆肥化し、有効利用するなど適切な再利用について検討するとともに、環境保全型農業技術を推進していく。 【環境局環境事業部農業支援センター】
市場見学や料理教室を通じた食育の推進	水産物や青果物に対する知識を深めてもらうことを目的に、中央卸売市場の施設見学や、子どもや保護者を対象とした料理教室を実施していく。 【経済観光局中央卸売市場管理課】

3 一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみ

ア ごみの収集方法等

(7) 家庭ごみ

種 類	収集方法	摘 要
燃やせるごみ	週 2 回 ステーション収集	生ごみ、汚れた紙類、布類、ビデオテープ等の製品プラスチック類、皮革・ゴム類などを指定ごみ袋で排出(有料)
燃やせないごみ	4 週 1 回 ステーション収集	なべ・やかん等の金属製品類、プロック・レンガ類、トースター・ビデオカメラ等の小型家電製品類などを指定ごみ袋で排出(有料)
大型ごみ	申込制による戸別有料収集(再利用を目的とした収集を含む)	大型ごみとは、排出禁止物以外の耐久消費財その他固形廃棄物で、その最大の辺又は径が 30cm (木材類及び庭木類については 50cm) を超えるもので戸別収集するものをいう。(有料) ※ 指定ごみ袋に入るものについては「燃やせるごみの日」又は、「燃やせないごみの日」に指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出できる。
びん・缶・ペットボトル	週 1 回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器(無料)
容器包装プラスチック	週 1 回 ステーション収集	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック(無料)
筒型乾電池	週 1 回 ステーション収集	別袋で「びん・缶・ペットボトルの日」に排出(無料)
加熱式たばこ・電子たばこ、ライター	4 週 1 回 ステーション収集	別袋で「燃やせないごみの日」に排出(無料)
スプレー缶	週 2 回 ステーション収集	別袋で「燃やせるごみの日」に中身を使い切り、穴をあけずに排出(無料) ※ カセットボンベを含む
雑がみ	2 週 1 回 ステーション収集	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例別表 1 (第 46 条関係)備考 3 (4) に規定する「包装紙その他の再利用の可能な紙類のうち市長が別に定めるもの」とは、「汚れた紙、新聞、雑誌、ダンボール」以外の紙とする。(無料)
枝・葉・草	4 週 1 回 ステーション収集	5 月から 12 月上旬(地域により異なる)の間に、下記市民の責務等に基づき定められた方法で排出するものに限り、処理手数料を免除する。(無料)
地域清掃ごみ	拠点収集(清掃事務所と協議)	公共の場所を町内会等で清掃した際、排出されるごみ(無料)
ボランティア清掃ごみ	ステーション収集	公共の場所を清掃して出たごみは、ボランティア袋で「燃やせるごみの日」、「燃やせないごみの日」に排出することができる。(無料)

学校給食のフードリサイクルを活用した食育・環境教育の推進	学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜を学校給食へ提供するほか、堆肥を活用した教材園での栽培活動などを通じて、食育や環境教育の充実を図る。 【教育委員会生涯学習部学校給食課】 【環境局環境事業部事業廃棄物課】 【経済観光局農政部農政課】
------------------------------	--

(2) 主な関連計画

関連計画等
第 4 次札幌市消費者基本計画
第 4 次札幌市食育推進計画
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画
第 2 次札幌市環境基本計画
第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン
札幌市教育振興基本計画